

一般財団法人 航空機安全運航支援センター行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員：計画期間中に1人以上取得する事。

女性職員：取得率を80%以上にする事。

<対策>

- ホームページや社内メールでの周知。
- 育児休業等対象者の相談窓口を立て、随時相談可能な状況を作る。

目標2：産前産後休業や育児休業者に対する職場復帰から復帰後の相談・フォロー。

<対策>

- 随時担当者が休業者と連絡を取り合い、現状の把握と職場復帰への意向相談対応。
- 育休対象者職場復帰後の現場訪問相談。